

**コミュニティの自律経営推進に関する
提 言**

平成 15 年 3 月

福岡市コミュニティ自律経営
市民検討委員会

は じ め に

今日、社会経済情勢は急激に変化し、また、少子高齢化の進展や地球環境問題などの新たな課題が発生し、社会の仕組みは大きな変革の時を迎えています。

このような時代に直面し、また本格化する地方分権の時代にあって、自己決定・自己責任の下、地域の様々な課題に取り組み、自らの力で切り拓いていくことが必要になってきていると考えます。

分権型社会におけるコミュニティ形成の方向は、住民が自らの地域社会の事柄を自らの責任と判断で決定し実現していく「住民自治」が到達目標であり、住民と行政がともに考え、共働していく、活力あるコミュニティを目指していくことが重要です。

福岡市コミュニティ自律経営市民検討委員会は、住民自治を基本原則にした「自治都市・福岡」の実現に向け、福岡らしい新たなコミュニティのあり方について、研究・検討し、提言することを目的に、平成14年7月、自治会長(町世話人)、地域活動者、NPO・ボランティア、公民館長、学識経験者等の13名の委員により構成されました。

この検討委員会では、

「市民と行政との連携方策」

「行政支援のあり方」

「コミュニティの活性化策」等について検討してまいりました。

検討にあたっては、「自治会・町内会アンケート調査」結果の分析、町世話人代表者との意見交換をするとともに、検討の中間報告として「提言(素案)」を取りまとめ、幅広い市民の皆さんの意見を聴取するなどの検討を重ね、「コミュニティの自律経営推進に関する提言」として取りまとめたものです。

提言の内容につきましては、更に、検討を深め、具体化に向けた議論をすべき点もございますが、今後の福岡市の取り組みにおいて、この提言の趣旨を理解され、住民自治の実現に向けた「コミュニティ推進プラン」の礎とされることを期待いたします。

目

次

・第1章 提言の基本理念	1
1. 提言の趣旨	1
2. 目指す基本方向	1
・第2章 コミュニティの形成の方向	2
1. コミュニティの現状と課題	2
2. 福岡市における自治会・町内会の現状	2
3. 町世話人制度の概要	7
4. コミュニティの目指す方向	9
5. コミュニティの自律経営について	10
・第3章 コミュニティの自律経営への取り組み	11
1. 取り組みの方向	11
2. 市民の取り組み	11
3. 行政の取り組み	12
4. 市民と行政との連携の推進	12
・第4章 行政の支援施策	15
1. 主要な支援施策	15
2. 財政支援のあり方	16
・福岡市コミュニティ自律経営市民検討委員会設置要綱	18
・福岡市コミュニティ自律経営市民検討委員会委員名簿	19
・福岡市コミュニティ自律経営市民検討委員会の検討経過	20

1. 提言の趣旨

都市化の進展や高齢化、少子化などによる人口構成の変化に加え、市民の意識や価値観の多様化、生活様式の高度化により、人々の意識や地域との関わり方は変化し、地域社会が抱える様々な問題にあまり関心を持たなかったり、他人任せにしたりといった傾向が見られるようになってきています。

地域においては、これまでも市民による様々な活動が行われていますが、高齢者問題や少子化問題、環境問題、防災・防犯問題など私たちにとって身近な課題は、ますます複雑、多岐になってきており、これまで以上に私たち市民が問題解決に関わっていくことが重要になってきています。

住みよい地域をつくっていくためには、地域のことは地域で主体的に取り組むといった自治の原則に立ち返り、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、活動していくことが大切なのではないでしょうか。

一方、行政においても福祉の増進や基盤整備など本来の役割を果たすことはもとより、自ら市民の中に入っていく、ともに考え行動していくことが求められています。

福岡市新・基本計画原案においては、「自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして」として、人と人のつながりやコミュニケーションを大切に、一人ひとりの思いを行動につなげ、市民、自治会・町内会等の自治組織、NPO、企業、大学、行政などあらゆる主体が、それぞれの役割と責任を果たし、共働しながら、豊かで住みよいまちを創り上げていく自治の都市をめざすことを明確にしています。

本検討委員会では、市民と行政がともに考え、共働していく「自治都市・福岡」を目指し、自分たちのまちは自分たちでつくるという「住民自治」の実現に向け、取り組む方向について提言するものです。

2. 目指す基本方向

住民自治を実現するためには、市民一人ひとりの自治に関わる意識、意欲、能力を高めるとともに、自治の基礎的な単位である自治会・町内会等をはじめNPOやボランティアの活動を活性化し、より多くの市民の参加による多様な活動を促進していくことが大切です。

また、ゆとりと豊かさを実感できる地域社会の形成に向けて、自治会・町内会等の自治組織やNPO・ボランティア、企業、大学、行政などが多様に連携し、それぞれの長所や資源、知恵と発想を活かし、対等のパートナーシップによるまちづくりを目指していく必要があります。

第2章 コミュニティの形成の方向

1. コミュニティの現状と課題

(1) 社会経済情勢の変化に伴う地域社会の変容

少子化、高齢化の進行やIT改革の進展、環境問題の深刻化、経済成長率の低下など急激な社会経済情勢の変化を背景として、今日、社会の仕組みは転換期に直面しており、大きく変わろうとしています。

このような中、都市化の進展や生活スタイルの多様化などに伴い、人と人との繋がりが希薄になり、従来あった地域の連帯性、共同性などの結びつきが薄れつつあります。

(2) 多様な社会問題の発生による地域社会への関心の高まり

人々の意識が変化し、地域への関わり方が変わってきたほか、介護、子育て、環境、防犯・防災などの新たな課題も増えてきています。これらは、行政だけでは十分に対応できるものではなく、住民による地域活動の展開があってこそ取り組むことができるものであり、地域社会への期待や関心が高まってきています。

(3) 地域の活性化・担い手づくり

阪神淡路大震災を機に、地域のつながりの大切さがあらためて認識され、自治会・町内会等を核とした自治組織の役割や活動がより重要になってきております。また、NPO・ボランティア活動は、個々の社会的ニーズに柔軟、迅速に対応できることから注目されております。

地方分権の進展に伴い、地域の特性に応じたまちづくりに向けて、地域の担うべき役割は高まってきており、その活性化・担い手づくりが必要になってきています。

2. 福岡市における自治会・町内会の現状

(1) 福岡市における自治会・町内会と行政との関わり

自治会・町内会やその連合組織である自治連合会・町内会連合会は、運動会や祭りなどの実施、ごみ減量・リサイクル活動、地域の環境美化、防犯活動、青少年育成活動など、日常生活における身近な課題の解決、会員相互の親睦、地域福祉の促進など様々な活動を自主的に行っています。自治会・町内会は住民が自主的に組織した自治組織であり、行政はその運営に関わっておらず、広報物の配布や防災に関する事務などの業務については、市が委嘱した非常勤特別職公務員である「町世話人」を通じて行っています。

「自治会・町内会」について

同一地域の住民が地域生活の向上のためにつくる自治組織です。

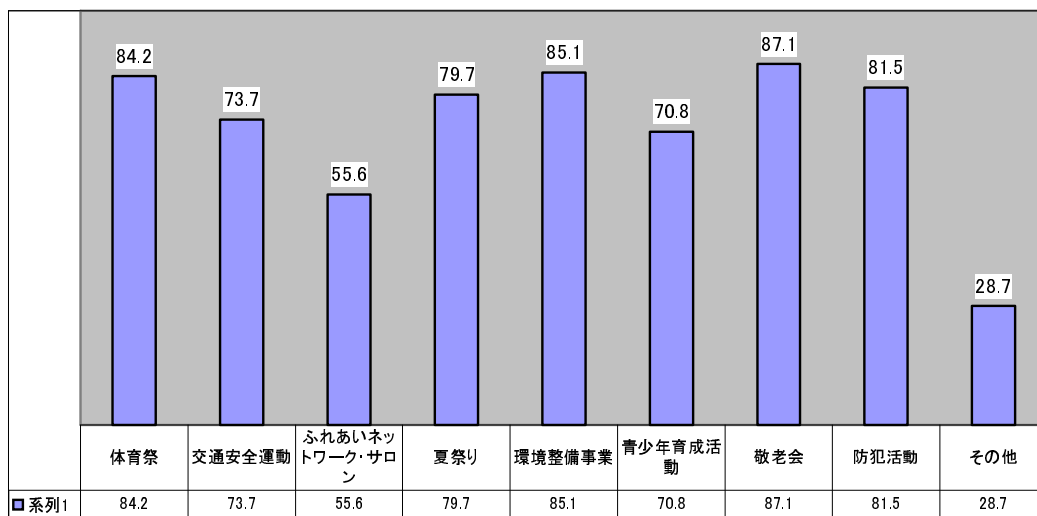
小学校区毎には、概ね 10～20 の自治会・町内会が組織されており、これらの連合組織として「自治連合会・町内会連合会」が組織されています。

○ 福岡市における自治会・町内会の状況(平成 14 年8月自治会・町内会アンケート調査による)

- ・ 自治会、町内会数 — 2,270 団体(平均世帯数—264 世帯)
- ・ 自治連合会、町内会連合会数 — 144 団体

○ 自治会・町内会の活動内容(実施状況)

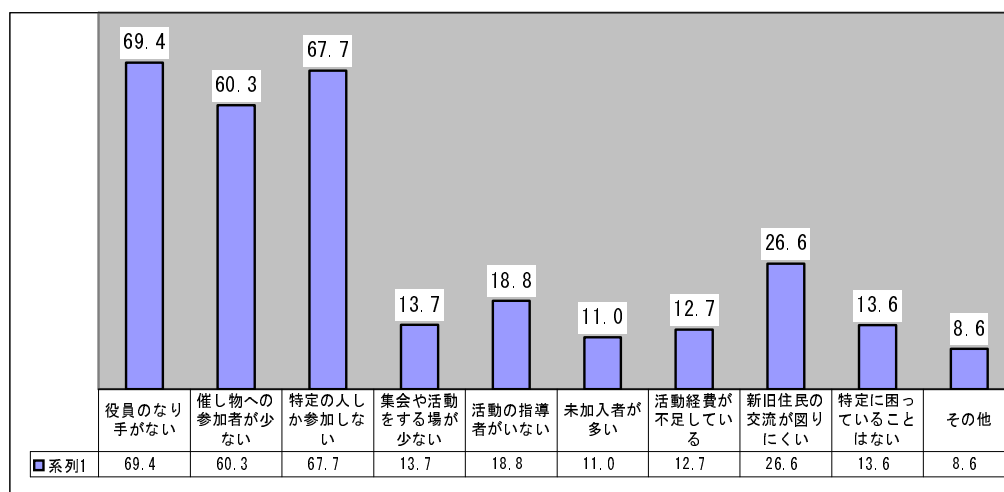
[単位：％]



資料：自治会・町内会アンケート調査(平成 14 年 8 月 回収率 83.8% 複数回答)
自治会・町内会 — 2,270 団体(アンケート調査時)

○ 自治会・町内会の活動や運営面で困っている事項

[単位：％]



資料：自治会・町内会アンケート調査(平成 14 年 8 月 回収率 83.8% 複数回答)
自治会・町内会 — 2,270 団体(アンケート調査時)

(2) 小学校区組織の現状と課題

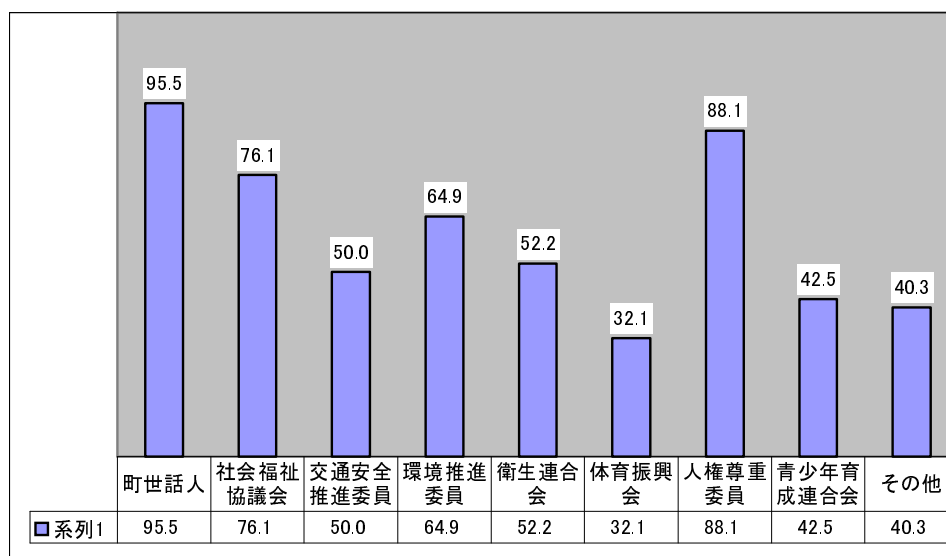
小学校区には交通安全や青少年健全育成など、施策を進める上で、地域の協力が必要な事業については、市が事業毎に組織化を図り、体育振興会や青少年育成連合会、交通安全推進協議会、女性協議会、ごみ減量・リサイクル推進協議会、社会福祉協議会など、様々な団体が設置されています。

これらの各種団体の多くは、身近な問題の解決に向けた取り組みや住民相互の親睦活動など、多様な活動を行っていますが、無関心層も多い中、その活動は一部の住民によって支えられている状況にあり、活動や運営面で役員のなり手がなく、特定の人しか参加しない、催し物への参加者が少ないなどの問題も抱えています。

このような縦割り組織では、組織間の横の連携が取りにくく、活動内容が類似しているものも見受けられます。また、自治会・町内会等の役員が多くの組織の役員を兼ねることになるため、一般にこれらの組織の役員は多忙を極めるとともに、住民の参加意識の低下も見られることから、役員の「なり手」がなく、長期在任・高齢化の傾向があります。

○ 自治連合会長・町内会連合会長の他の役職の兼務状況

[単位：％]



資料：自治連合会・町内会連合会アンケート調査(平成14年8月 回収率93.1% 複数回答)

自治連合会・町内連合会 — 144団体(アンケート調査時)

(3) 新しいコミュニティ形成の動き

地域の課題を積極的に見出し、それらを解決しようとする中で、従来の組織や活動のあり方を改善しようという取り組みが行われています。地域によっては、自治会・町内会と各種団体が連携し、総合的な地域組織を構成して、情報や課題を共有しながら、多様で活発な活動を実施しています。

一方、阪神淡路大震災時のNPO・ボランティアの活力に見られるように、自らの意思で社会貢献活動に参加するなど新たな活動の取り組みも広がりを見せてきております。その活動の範囲は、高齢者福祉、青少年の健全育成、まちづくり活動など多岐にわたっています。これらの活動は、課題の解決を図る上で重要なものとして期待されています。

「NPO・ボランティア」について

NPO・ボランティアは、自発的に社会や人に貢献する活動を行う主体です。

○ NPO

政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う組織・団体です

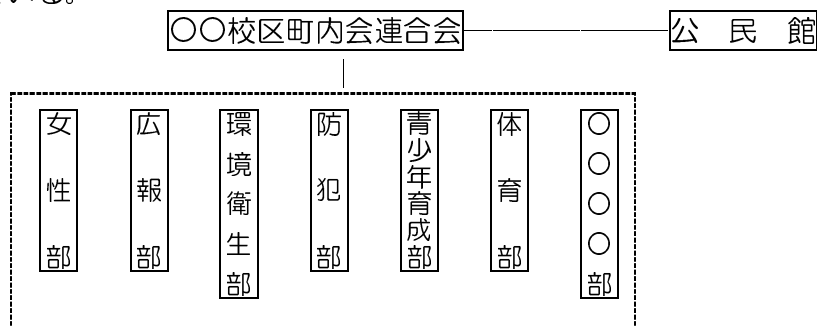
○ ボランティア

自発的に自分で考え、責任をもって行動する個人又は個人の集まりです。

総合的地域組織の形態例

(1) 自治会主導型

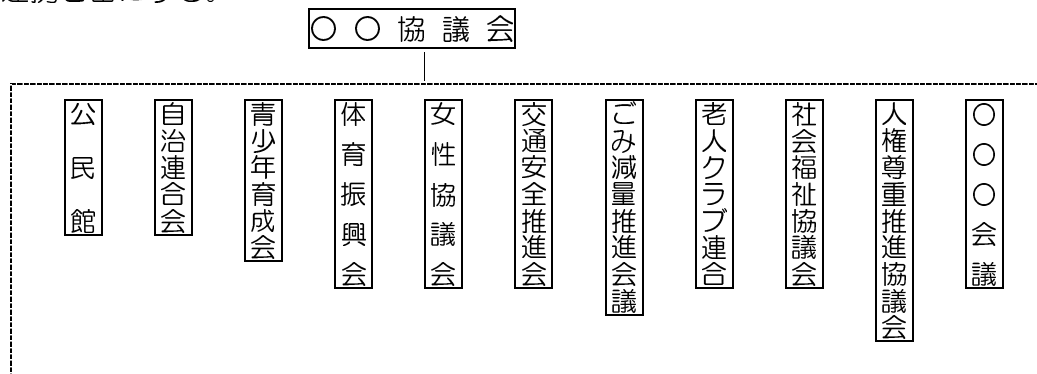
校区町内会・自治連合会内に、地域活動（青少年育成・体育振興・防犯等）ごとの各部会(下部組織)を組織している。



(2) ネットワーク型

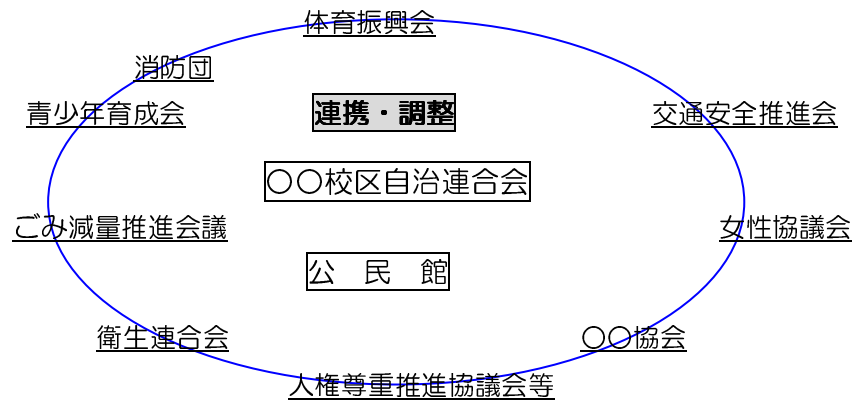
組織設立型

校区町内会・自治連合会を含む各種の地域活動団体及び公民館等が新しい組織を設立し、各種団体の相互連携を密にする。



自治会を中心としたネットワーク型

校区自治連合会を中核として、他の各種団体が相互に連携・調整を行い、校区全体のネットワークを図っている。



3. 町世話人制度の概要

町世話人制度は、市民の福祉の増進と市政の円滑な運営を図ることを目的に、昭和 28 年に発足しました。この制度は、地域と市との連携を考える上で、大きな位置を占めています。

市は、地域に関する事務のうち住民の協力を要するものは、町世話人を通じて行ってきました。町世話人は市民と行政の重要なパイプ役として、各種施策への協力など、市政の円滑な運営に寄与してきています。

(1) 町世話人制度制定の背景

- 昭和 22 年 5 月の政令第 15 号により、町内会が禁止されました。
 - 町内会に代わり町内の婦人会に協力を求め、50 世帯に一人程度の「世話人」を選任し、食糧の配給事務などを行ってきました。
 - その後、書類や募金の割当調整など業務は煩雑化してきました。
 - 昭和 27 年 10 月政令第 15 号の失効により、町内会の設置が解禁され、全市において急速に町内会(自治会)の組織化が進みました。
 - 町内会(自治会)の組織化により、世話人と町内会(自治会)の役割が曖昧となったため昭和 28 年 6 月に「福岡市町世話人規則」を制定し、町世話人の位置づけを明確化しました。
- 制度発足時は、「諸証明の副申、徴税令書、申告用紙等の配布、町内居住者台帳の調査整備」等の行政事務の補助的な業務をはじめ、広報に関する事務、衛生に関する事務などが主な業務でした。

(2) 町世話人業務内容の変遷

- 制度発足から現在までの社会経済情勢の変化に対応して、行政事務の補助的な業務の見直しを行い、現在は下記の業務になっています。
- 現在の業務内容(福岡市町世話人規則)
 - ① 広報に関する事務(市政だより、市議会だより、その他広報物の配布)
 - ② 防災に関する事務(災害発生状況の調査、被災状況調査等)
 - ③ 衛生に関する事務(保健・衛生関係書類等の配布)
 - ④ 特に指示する調査に関する事務(受持世帯数調査、各種統計調査)
 - ⑤ 前各号のほか、市民に関係ある事項の周知徹底(選挙公報配布等)

(3) 町世話人と自治会長・町内会長との関係

- 行政事務の補助的な業務の見直しにより、町世話人の業務は減少しています。
- 自治会長・町内会長の多くは、地域組織の役員を兼務しており、様々な地域活動を行っていることから、多忙な状況にあります。
- 「町世話人」と「自治会長・町内会長」の業務が分かりにくく、混同を誘発しています。
- 町世話人(2,564 人)の内、自治会長・町内会長の兼務者は 2,048 人(兼務率80%)となっています。(平成14年9月1日現在)
- 町世話人と自治会長・町内会長とは表裏一体の関係にあり、市政だよりの配布業務等は、自治会と不可分な関係で機能しています。
(自治会・町内会アンケート調査結果—広報物の配布方法)
[本人配布 16.3% ・町内会の協力による配布 57% ・その他(子ども会等)18.4%]
- 地域によっては町世話人報酬を一部自治会活動に充当しているケースもあり、結果として、自治会組織の活動に寄与することとなっています。

(4) 町世話人と自治会・町内会の相違点

区分	町 世 話 人	自 治 会 ・ 町 内 会
目 的 及 び 性 格	市民の福祉増進・市政の円滑な運営を図ることを目的として、町世話人規則に定める職務を遂行するために委嘱した非常勤特別職公務員です。 ・任期 — 2 年（再任可） ・報酬 — 160 円／世帯・月	一定地域を単位として、地域住民の福祉向上や住民相互の連帯感の醸成を図ることを目的として組織された住民の任意団体です。 その代表が自治会長・町内会長です。 ・任期 — 規約等による ・報酬 — 規約等による
業 務 及 び 活動内容	・広報に関する事務 ・防災に関する事務 ・衛生に関する事務 ・特に指示する調査に関する事務 ・市民に関係ある事項の周知徹底	町内の自治，福祉増進，相互親睦など ・運動会等のスポーツ ・夏祭り，敬老会 ・防犯，交通安全 ・廃品回収，ごみ清掃 ・子供会，老人会等の行事 ・保健，衛生 ・募金活動など

4. コミュニティの目指す方向

(1) 活力あるコミュニティの形成

住みよいまちづくりを進めていくためには、地域住民の幅広い参加のもと、地域の多様な課題に対応していく、活力あるコミュニティの形成が必要であると考えます。

(2) 住民自治の実現

分権型社会の進展により、これまで以上に市民と行政が知恵を出し合い、共働しながら、独自のまちづくりを行うことが必要となってきています。

また、市民には個性と魅力ある地域づくりの主体としての、責任と自覚ある行動が求められており、地域のことは地域で主体的に取り組む「自治力」を高め、住民自治の実現を目指していく必要があると考えます。

(3) 多様な連携・共働の推進

自治会・町内会等の自治組織、NPO、ボランティア、企業、大学、行政などがそれぞれの長所や資源、知恵と発想を活かし、相乗効果を高めるために多様な連携や共働を推進する必要があると考えます。

「共働」について

市民・自治会、町内会等の自治組織・NPO・ボランティア・企業・大学・行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い相互関係・パートナーシップを深めながら**(共生)**、知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、**共に汗して取り組み、行動すること**です。

5. コミュニティの自律経営について

(1) 自律経営の必要性

社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴い、介護、子育て、環境、防犯・防災などの地域課題は多様化・複雑化しており、これらは行政だけでは十分な対応が困難であり、市民による地域活動があつてこそ、よりきめ細やかで柔軟な対応ができるものです。

住みやすく魅力ある地域づくりを進めていくためには、地域住民の積極的な参加による組織の構築及び運営を行い、地域課題解決に向けた、多様な活動の展開と実践を行う、自律経営するコミュニティの存在が必要ではないでしょうか。

(2) 自律経営の定義

市民自らが地域の課題を認識し、その解決に向けて継続的・計画的にコミュニティを運営すること。

○ 自 律

- ・ コミュニティが、独自の目的・意義・価値を持ち、自身の立てた規範に基づき行動すること。

○ 経 営

- ・ 継続的・計画的に事業を遂行すること。

【キーワード】

- ・ 自己決定(地域決定) ・ 自己責任(地域責任)

【人材の発掘・財政の確立・情報の共有化・運営の透明化・課題解決の取組み】

(3) 自律経営のメリット

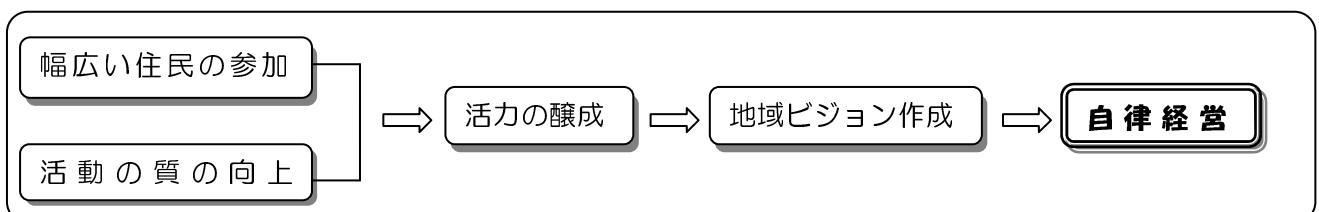
- コミュニティの主体性が高まる。
- 特性・実情に即したコミュニティ活動・まちづくり活動の充実が図れる。
- 地域の活力・課題解決能力が高まる。

(4) 自律経営に向けた取り組み

コミュニティの自律経営は、多様な人材の発掘・育成などにより、地域を支える人々の力を引き出し、コミュニティ活動への幅広い住民の参加を進めていくことが大切です。

また、地域の特性に応じた組織の編成や組織間のネットワーク化などを行うとともに、NPO・ボランティア等と連携し、コミュニティ活動の質の向上に向けた取り組みも必要であると考えます。

これらの取り組みを進めることにより、活力が醸成され、地域の課題を発見し、継続的、計画的な課題解決に向けた多様な活動が実践できるのではないのでしょうか。



第3章 コミュニティの自律経営への取り組み

1. 取り組みの方向

これからのコミュニティにおいては、住民が地域のために共通の目標を持って連携し、住民の知恵や活力など地域の資源を最大限に活用し、自主的に行動していくことが重要であり、「地域の特性に応じた個性あふれるまちづくり」が求められています。

(1) 行政主導型から地域主導型への転換 = 自治の確立 =

これまでの行政主導によるサービスの提供だけでは、様々な地域課題に対して十分な対応が困難であり、地域自らが解決に向け、判断・行動していく地域主導の取り組みがより一層求められています。

(2) 行政支援施策の転換 = 一律から選択へ =

行政支援の目的は、市民の自主的な活動への支援を通して、地域の課題解決を支援していくことであると考えます。

そのためには、行政が一律の施策を展開するのではなく、地域の自主性を尊重し、必要に応じた支援を行っていく必要があります。

2. 市民の取り組み

市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、地域の課題解決に向けた活動に理解を深め、進んで参加し、また参画する意識を持つことが必要です。

この取り組みは、個々の市民の自主性に基づいて行われることが大切です。

① まちづくりの主体としての自覚

② コミュニティ活動への幅広い住民の参加

- ・ 多様な人材の発掘・育成(地域を支える人的資源の確保)
- ・ 公民館との連携(地域の活動拠点としての活用)
- ・ 活動の場の確保

③ コミュニティ活動の質の向上

- ・ 地域の特性に応じた組織の編成や組織間のネットワーク化
- ・ 地域課題解決に向けた多様な活動の展開と実践
- ・ 多様な連携と共働の推進

3. 行政の取り組み

これまで、行政主導のまちづくりが進められてきましたが、これからは市民と行政が、力をあわせて一緒に取り組んでいくことが求められています。

そのためには、市民が活動しやすい環境や仕組みづくりを進め、市民の自治力を高め、活力あるコミュニティ形成に向けての支援を行っていくことが必要です。

また、市民と行政の対等な関係を確立するとともに、相互の信頼関係を醸成し、コミュニティの自律経営に向けた適切な施策を展開していくことが必要です。

さらに、市職員一人ひとりが、市民との共働の重要性を認識し、市民のパートナーとして信頼を得るよう、意識改革を進めていく必要があります。

① 市民の自発的なコミュニティ活動への支援

- ・ 情報の収集・提供
- ・ 人材の発掘・育成及び派遣
- ・ 活動助成

② 市民との共働事業の促進

- ・ 市民と行政との役割分担の明確化
- ・ 市民とのパートナーシップによるまちづくりの推進

③ 区役所機能の強化と公民館機能の充実

- ・ 区役所のコミュニティ支援機能の強化
- ・ 地域の活動拠点としての公民館機能の強化

④ 市職員の意識改革

- ・ 市民との共働のまちづくりの重要性の認識
- ・ 市民とのパートナーシップ形成意識の徹底

4. 市民と行政との連携の推進

(1) 自治会・町内会等の自治組織と行政との連携

自治会・町内会等の自治組織において実施されている、防犯・防災などの地域安全活動、青少年健全育成活動、まちづくり活動などの公益性を有する活動に着目し、共働のまちづくりを推進する行政のパートナーとして位置付け、連携を図りながら、地域活動の活性化に向けた支援を行っていく必要があります。

また、自治会・町内会等の自治組織と行政が対等のパートナーとして連携を強化することによる、市民と行政とのパイプ役としての町世話人の必要性、町世話人業務の委託の可能性など、町世話人制度の抜本的な見直しを行う必要があります。

(2) NPO・ボランティア等と行政との連携

NPO・ボランティア、大学、企業等は、その専門性や柔軟性を活かすことにより、個々の社会ニーズに迅速に対応できる特性をもっています。

このため、多様な地域課題の解決に向け、共働のまちづくりを推進していく、行政のパートナーとして、必要に応じた連携を図っていく必要があります。

また、NPOの組織的、経営的な活動基盤の強化を促進し活動しやすい環境づくりを進めるなど、NPO活動を総合的に支援・促進していく必要があります。

(3) 「市民公益活動推進条例(仮称)」の制定

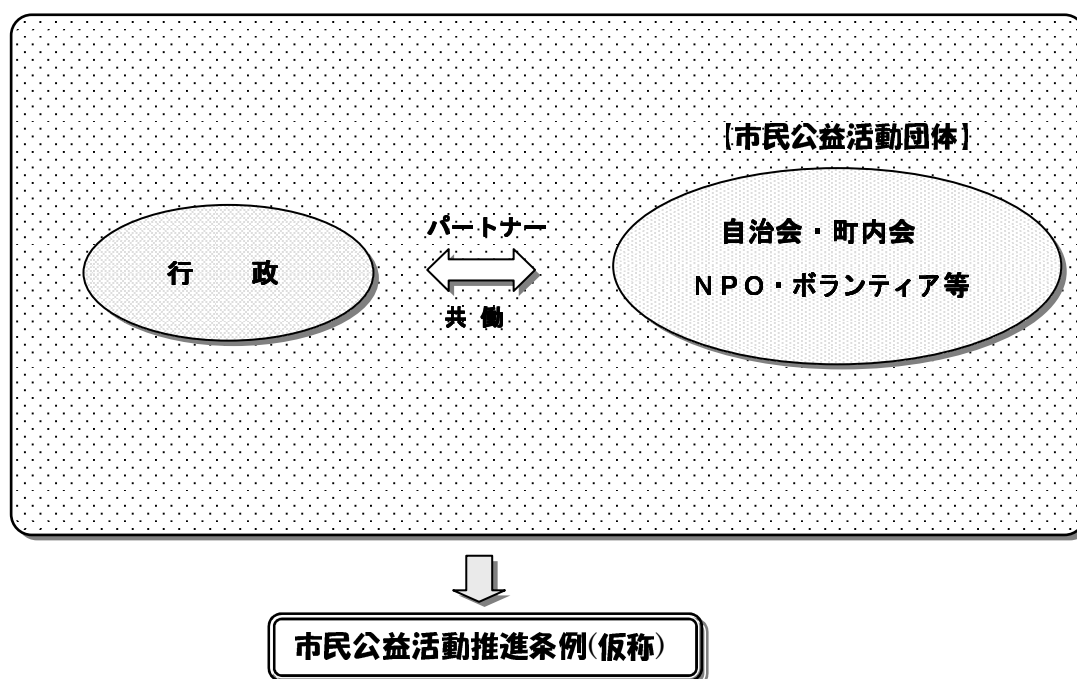
市民の公益活動を推進し、活力ある地域社会を実現するため、自治会・町内会等の自治組織をはじめ、NPO・ボランティアなどの公益的な活動を行う団体を「**市民公益活動団体**」と位置づけ、活動への支援及び活動しやすい環境づくりなどの基本ルールを示した「**市民公益活動推進条例(仮称)**」を制定することが望まれます。

「市民公益活動団体」について

市民公益活動とは、「市民の自主的・自発的な参加によって行われる公益性のある活動」であり、地域の課題解決に向けたまちづくり活動などを言います。

市民公益活動団体とは、市民公益活動を行う、自治会・町内会等の自治組織、NPO、ボランティアなどです。

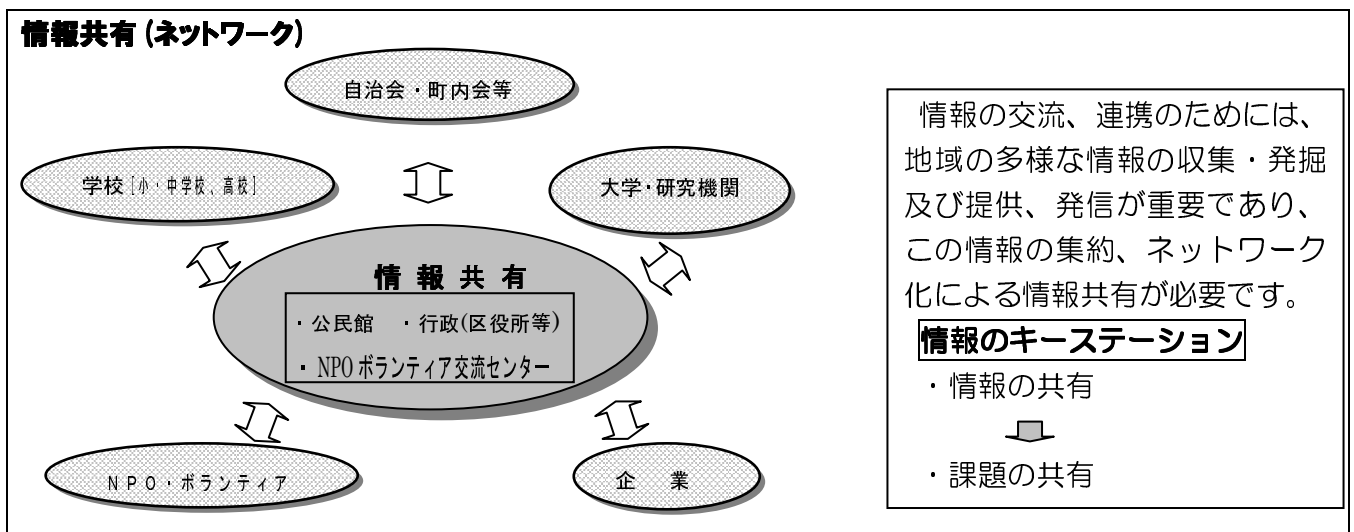
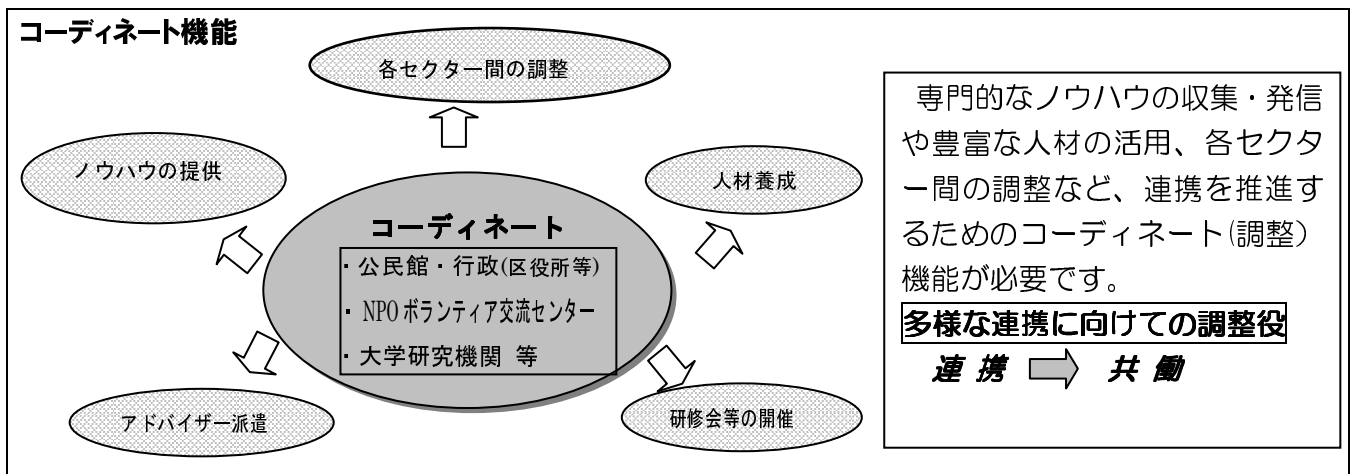
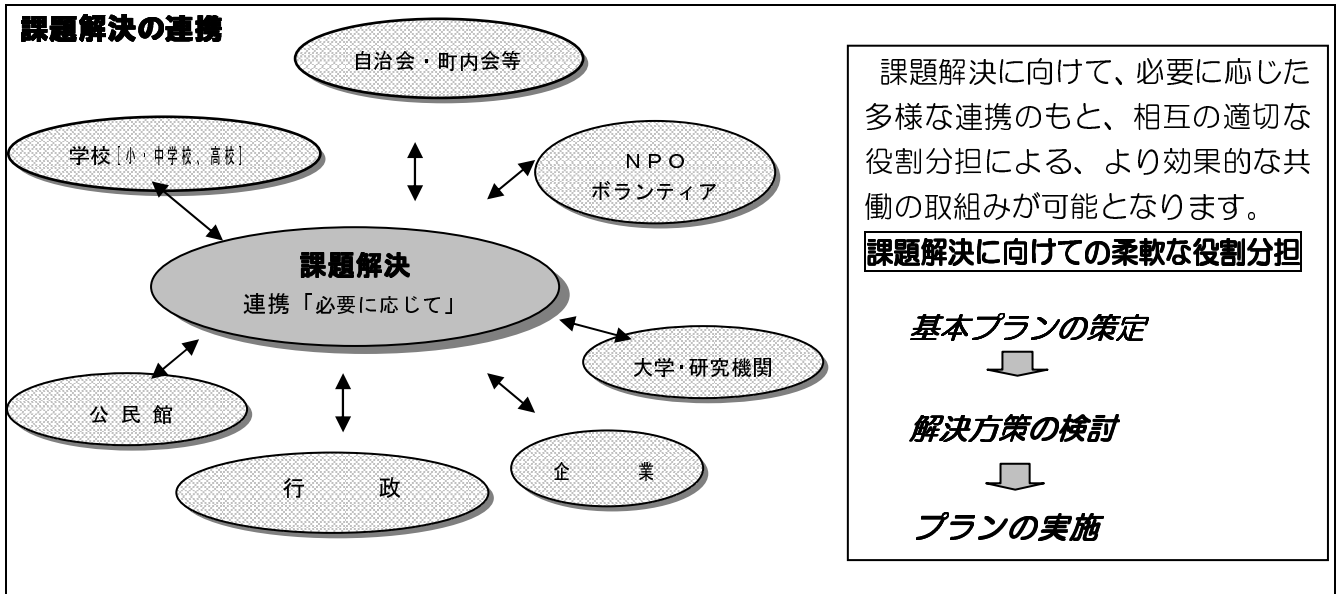
○ 市民と行政の連携構図



○ 連携の取組み

地域の多様な課題の解決に向け、自治会・町内会等の自治組織、NPO・ボランティア、企業、行政等との連携のもと、共働による総合的なまちづくりが可能となります。

取組みの構図(案)



1. 主要な支援施策

自治会・町内会等の自治組織や NPO・ボランティア等が行う多様な活動を促進し、活性化するための環境整備や自治意識の啓発など側面的な支援を充実・強化することが望まれます。また、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを進めるための仕組みづくりなど、共働を積極的に推進する必要があると考えます。

さらに、地域の自治を支援する拠点としての区役所や公民館の機能を強化するとともに、人材の発掘・育成、活動の場の確保、情報提供などを積極的に行っていくことが求められます。

(1) 基盤整備(活動の場の確保・助成)

- 地域の多様なコミュニティ活動を行う場の確保に向け、公民館の整備促進及び空き教室等の活用促進、地域自らが設置する地域集会所助成制度の充実を図る。

(2) 活動支援

① 情報の収集・提供

- 行政情報を積極的に発信するとともに、市民ニーズを的確に把握し施策へ反映する。
- 地域情報を積極的に収集・発信し、地域における相互交流及びネットワーク化等を促進する。

② 人材の発掘・育成及び派遣

- 地域活動に参加意欲を持つ人材の発掘及び育成を図る。
- 多様な地域課題の解決に向け、専門知識を有する人材の派遣及び育成を図る。

③ 市民自治意識の啓発

- 地域活動への参加・参画意識の喚起に向け、ベンチマーク(地域生活指標)、活動マニュアルの作成など、自治意識の啓発を図る。

④ 公民館の機能強化

- 地域の活動拠点として、機能強化を図る。

⑤ 活動助成

- 地域の特性に応じた、多面的な支援制度を創設する。
- 行政施策別に交付している地域補助金の統合を行い、地域の実情に応じて弾力的な運用可能な支援制度を創設する。

(3) 共働

- 市民と行政が、お互いの役割と責任を認識し、それぞれの長所や資源、知恵と発想を活用して、個性あるまちづくりを行うための共働事業を積極的に推進する。

2. 財政支援のあり方

市民公益活動の「自主性・主体性」を尊重し、市民発意の公益活動を財政支援の対象として、その支援の「公正性」・「透明性」の確保を図っていく必要があると考えます。

(1) 財政支援の基本方針

① 財政支援の機会の平等

- 財政支援額の平等ではなく、財政支援を受ける機会を平等にする。

② 支援根拠の明確化

- 対象事業の内容等に応じた支援額の算出根拠を明確にする。

③ 支援結果の透明化

- 財政支援の内容等を公開し、透明性を確保する。

④ 財政支援の既得権化の防止

- 財政支援の検証を行うとともに、財政支援を既得権化させない。

⑤ 第3者機関の設置

- 市民公益活動を活性化する上で財政支援の必要性等を審議し、提言等を行う機関を設置する。

⑥ 国・県及び民間助成機関との情報交換

- 他の機関との情報交換等を積極的に行う。

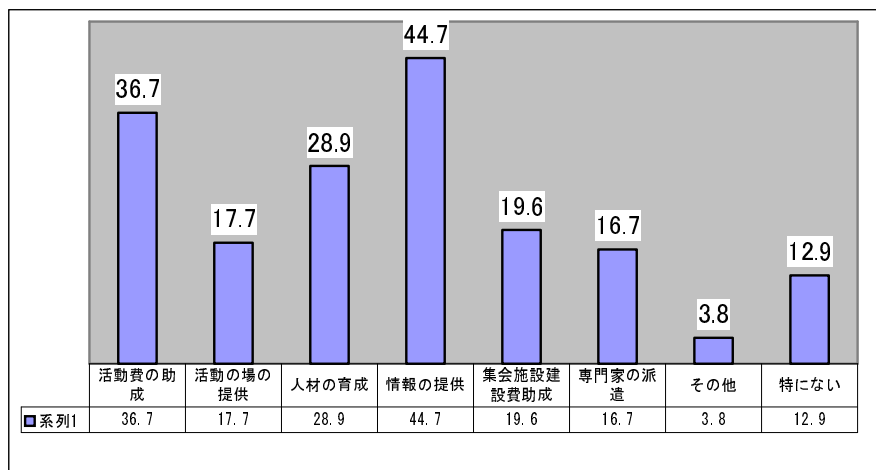
(2) 地域補助金制度

地域の主体的なまちづくり活動を支援する観点から、現在、地域団体へ行政施策別に一律に交付している地域補助金については、地域の実情に応じて弾力的運用が可能な、統合型補助金や補助事業をメニュー化し、地域特性に応じた選択制の補助金など新たな補助制度を創設する必要があると考えます。

○ 活動における必要な行政支援

【自治会・町内会】

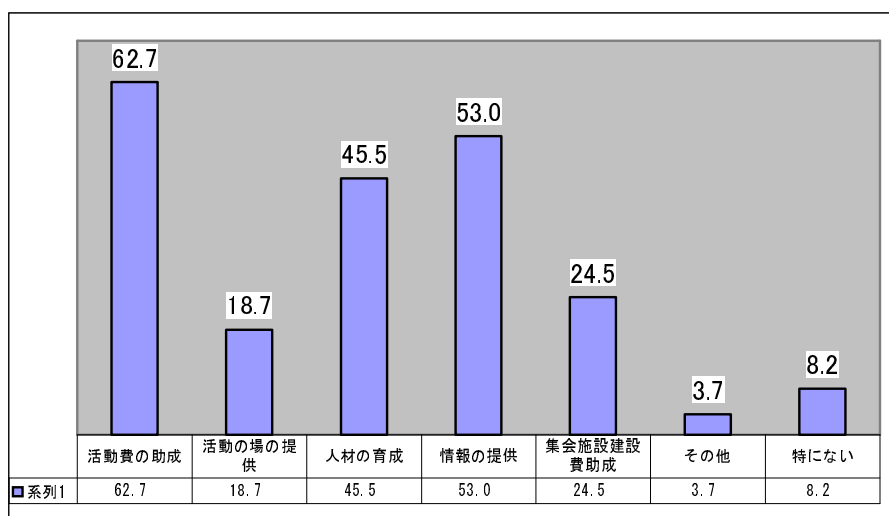
[単位：％]



資料：自治会・町内会アンケート調査(平成14年8月 回収率83.8% 複数回答)

【自治連合会・町内会連合会】

[単位：％]



資料：自治連合会・町内会連合会アンケート調査(平成14年8月 回収率93.1% 複数回答)

福岡市コミュニティ自律経営市民検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 「コミュニティの自律経営プロジェクト（西助役プロジェクト）」の検討結果を踏まえ、コミュニティの自律経営の実現に向けて具体的方策や地域コミュニティと行政との連携について検討するため、福岡市コミュニティ自律経営市民検討委員会（以下、「本会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）地域コミュニティと行政の連携方策について
- （2）地域特性が発揮できる活動助成制度について
- （3）その他コミュニティ施策に関すること

（委員）

第3条 本会は、別表に掲げる者で構成する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

（会長）

第5条 本会に会長を置き、委員の中から互選により選出する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 本会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（事務局）

第7条 本会の事務を処理するため、福岡市市民局地域振興部区政推進課に事務局を置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

「福岡市コミュニティ自律経営市民検討委員会」名簿

	氏 名	役 職 等
会 長	岡 道 也	(財)福岡都市科学研究所主幹研究員
委 員	谷 繁 樹	自 治 会 長(町 世 話 人)
//	内 田 誠 也	自 治 会 長(町 世 話 人)
//	藤 原 浩 志	地 域 活 動 実 践 者
//	大 原 敦 子	地 域 活 動 実 践 者
//	脇 園 正 弘	地 域 活 動 実 践 者
//	斉 藤 政 雄	NPO、ボランティア
//	森 畑 穰 治	NPO、ボランティア
//	池 浦 順 子	公 民 館 長
//	安 立 清 史	学 識 経 験 者
//	森 田 昌 嗣	学 識 経 験 者
//	中 島 紹 男	中 央 区 長
//	永 松 正 彦	市 民 局 長

敬称略・順不同

福岡市コミュニティ自律経営市民検討委員会の検討経過

期 日	会 議 等	検 討 内 容 等
平成 14 年 7 月 30 日	第 1 回委員会	○検討スケジュール、検討項目について ○地域コミュニティと行政の連携方策について
平成 14 年 8 月 26 日	第 2 回委員会	○自治会・町内会アンケート調査中間集計について ○市民公益活動に関する意識調査結果について ○地域コミュニティと行政の連携方策について
平成 14 年 9 月 27 日	第 3 回委員会	○自治会・町内会アンケート調査結果について ○地域コミュニティと行政の連携方策について
平成 14 年 10 月 31 日	第 4 回委員会	○地域コミュニティと行政の連携方策について ○行政の支援施策について
平成 14 年 11 月 21 日	第 5 回委員会	○自治会・町内会等の自治組織のあり方について ○町世話人制度について
平成 14 年 12 月 20 日	第 6 回委員会	○地域コミュニティの活性化支援策について ○財政支援について
平成 15 年 1 月 20 日	第 7 回委員会	○自治会・町内会と町世話人との関係について ○コミュニティの自律経営推進に関する提言(素案)について
平成 15 年 1 月 30 日	第 8 回委員会	○コミュニティの自律経営推進に関する提言(素案)について ○市民意見募集について
平成 15 年 2 月 14 日 } 平成 15 年 3 月 11 日	市民意見募集	○市民意見数 — 263 件
平成 15 年 3 月 24 日	第 9 回委員会	○市民意見募集結果について ○コミュニティの自律経営推進に関する提言について